

議案書に関するご意見・ご質問及びその回答について

〔ご質問 1〕 受託事業負担金について

令和 2 年度予算書の I・1・③ 受託事業負担金という新科目（70 万円）があるが、この収益は何か回答いただきたい

〔回 答〕

これまで、建築物環境衛生管理技術者等講習会（100 時間講習）及び建築物環境衛生管理技術者国家試験事務等を適正かつ円滑に実施するため、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターと公益社団法人全国ビルメンテナンス協会は地区事務局設置及び事務委託に関する契約を締結し、全国各地における講習会等の実施に取り組んでまいりました。

なお、教育センターの地区事務局は全国ビルメンテナンス協会の各地区本部及び各道府県協会（連携会員）が担っており、北海道協会は全国協会北海道地区本部として建築物環境衛生管理技術者講習会（100 時間講習）や知事登録講習会（監督者講習）の開催実施に協力するにあたり、当該業務負担分としての協力費を、全国協会は「地区運営費等」負担金の中に含め北海道協会あて支払ってきたところです。

しかしながら、教育センターと全国協会は、令和 2 年 3 月末をもって契約を満了し契約更新を行わないこととなりましたが、北海道協会としては、建築物環境衛生管理技術者講習会（100 時間講習）や知事登録講習会（監督者講習）が北海道内で継続して開催されることが、会員支援の一環であると考え、教育センターと協議を重ね、令和 2 年度から教育センターと当該業務に係る委託契約を締結し北海道協会が「受託事業負担金」として直接受けることとなったため、新しく科目を設けたところです。

〔ご質問 2〕 優良従業員の表彰等について

議案書中 9 ページ八の項目において、『平成 30 年度から、効率的な実施を図るため「経営セミナー」との同日開催とし、表彰者の祝賀会並びに会員相互の親睦及び情報交換を図るための交流会を表彰式・セミナー終了後に札幌地区協議会と共催で新年交礼会として開催しました。』と事業計画で、過去形で書かれていますが、交流会費用分担はどのように取り決めているのか分かりませんが、31 年度の収支が見えません。表彰費の 545,000 円があたりますか？

札幌地区協の決算書にはこの会費等の記載はありませんが、道協で全額負担しているのでしょうか？運営委託費の件もあり、ともに回答願います。

〔回 答〕

平成 31 年度新年交礼会につきましては、会費収入が 1,827,000 円、懇親会・会場使用料・司会等費用計 1,978,210 円となっており、収支差額 151,210 円につきましては北海道協会で負担しております。

また、平成 31 年度新年交礼会に係る札幌地区協議会からの経費負担はありませんが、当日の受付・出席者誘導等により、北海道協会と連携し開催実施に取り組んだところです。

なお、議案書 28 ページ「平成 31 年度事業区分の決算内訳書」に記載されております「啓発・普及事業」の表彰費 545,000 円、「協会維持・強化事業」の表彰費 835,590 円につきましては、それぞれ労働災害防止論文・標語受賞者と優良従業員表彰者に係る賞状、賞品、や表彰式会場使用料などの表彰に係る経費となっております。

〔ご質問3〕 消費税について

研修センターとの合併があり、課税・非課税事業者かどうか計算するかまたは、特例法人に当たるのかわかりませんが、決算書をみると本年度は非課税法人となっていますので、非課税法人で大丈夫なのか回答願います。また、収入における消費税の処理は仮受勘定ではなくそのまま収入（消費税込み）として処理しているのでしょうか？

非課税事業者とするならば、消費税の負担を会員はしなくてもよいのではないかと思います。どのようにお考えなのでしょうか？

〔回 答〕

当北海道協会は、非課税法人ではありません。

公益法人制度改革により、北海道協会は平成 24 年 4 月から一般社団法人へ移行したところです。なお、内閣府公益認定会計基準における公益法人の定義を、「公益認定法人」のほか「公益目的支出計画を実施している一般法人」としており、認可要件である公益目的支出計画を定めた北海道協会においても当公益法人会計基準に基づき対応しているところです。

北海道協会の実施事業としては、議案書 28 ページ「平成 31 年度事業別区分の決算内訳表に記載のとおり、「実施事業等会計（公益目的事業）」と「その他会計（収益事業）」等に区分され、「実施事業（公益目的事業）」の内容は、「公益目的」に資する事業として北海道に承認された事業となっております。

税制上の取り扱いではありますが、法人税は法人税法に基づく収益事業のみに課税され、消費税については、消費税法により会費は非課税ですが、その他、公益目的事業も含め全ての役務の提供を行う場合の取引については課税対象となります。

消費税の会計処理は、議案書 34 ページ「平成 31 年度財務諸表に対する注記」に記載のとおり、税込方式によって行っておりますことから、平成 31 年度の消費税額は議案書に記載のとおり、「事業費」と「管理費」を合わせ、計 2,103,600 円となったところであります。

〔ご質問 4〕 銀行引落手数料収益について

この手数料についての詳細を公表していただきたい。内容によっては会員負担の軽減が必要なのでは？

〔回 答〕

2 か月ごとに、北海道協会会費・全国協会会費・ビルメン誌代をお支払いいただいておりますが、支払方法としましては、①請求書に基づきより直接振り込む方法と、②会員様の口座からの自動引き落としによる方法となっております。

直接振り込まれる場合は、振込手数料を会員様に負担していただいております。

また、口座から自動引き落としによる支払い業務については、クレジット会社に委託し行っており、自動引き落としの会員様からは、これに係る手数料として 1 回 180 円を併せてお支払いいただいておりますことから、当該手数料分を雑収入の「銀行引落手数料収益」として計上しております。

なお、クレジット会社には当該業務の事務手数料として当該収益分をお支払いしているところです。